



## 再生活用業者に対する行政処分を行いました。

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）第 25 条の規定により、下記のとおり行政処分（事業停止命令）を行いました。

### 1 被処分者

住所 長野県小諸市大字塩野字南ヶ原 4128 番地 3

氏名 株式会社 リニューアル

代表取締役 山田 栄

### 2 処分内容

改善命令違反による事業停止命令

再生活用業（長野県指令 25 廃対第 296 号）の全部停止 90 日間

（令和元年(2019 年) 5 月 2 日から令和元年(2019 年) 7 月 30 日まで）

### 3 命令書交付日

平成 31 年 4 月 26 日

### 4 処分理由

条例第 22 条に定める指定産業廃棄物の処理に関する基準に適合しない処理（指定産業廃棄物の流出）が行われたことに対し、平成 31 年 1 月 31 日付け長野県佐久地域振興局達 30 佐地環第 150 号の改善命令書により措置を講ずるよう命じたが、履行期限までに措置が講じられなかったため。

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —

学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン 2.0(長野県総合 5 か年計画) 推進中

#### 佐久地域計画【地域重点政策】

- 1 健康長寿と地消地産の推進を核とした地域づくり
- 2 美しい星空と青空をテーマとした観光地域づくり
- 3 地理的優位性を活かした移住の促進と二地域居住の探求
- 4 浅間山の防災体制強化及び活用
- 5 新たな交流・物流に向けた中部横断自動車道の整備促進

長野県佐久地域振興局環境課

(課長) 滝沢 朝行 (担当) 柳沢 末夫

電話: 0267-63-3166 (直通)

0267-63-3111 (代表) 内線 217

F A X: 0267-63-3199

E-mail sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp